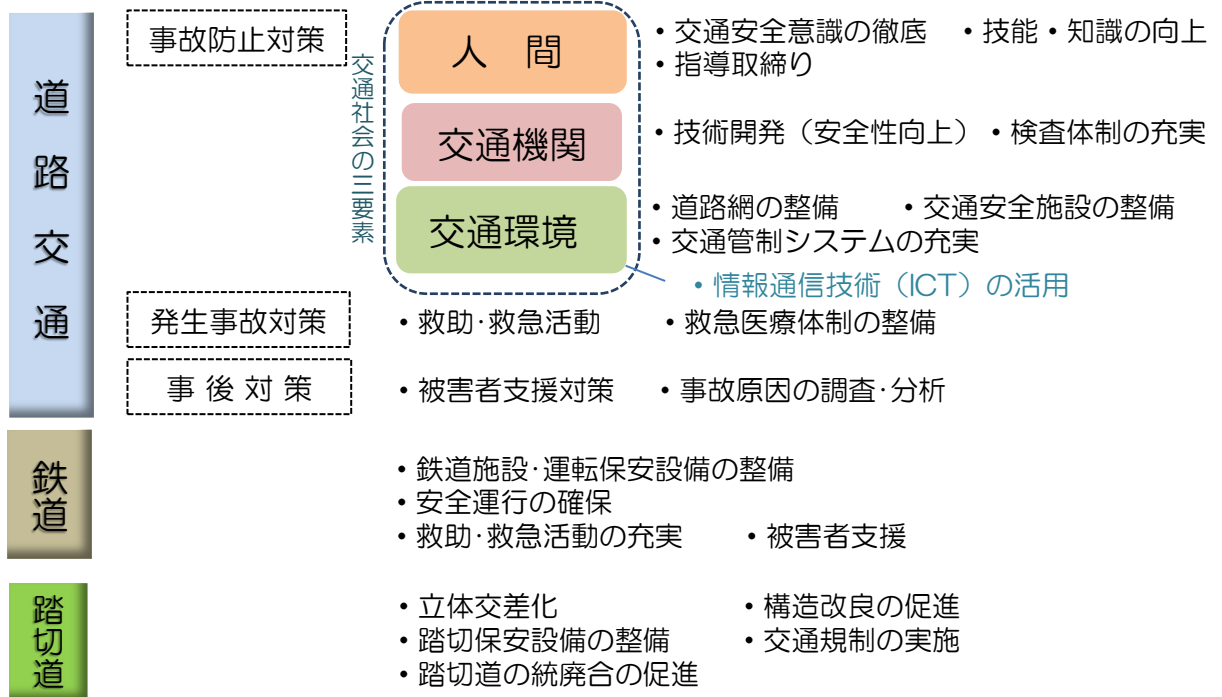


第10次島根県交通安全計画〔概要〕 ～広げよう 事故ゼロしまねの 思いやり～

(交通安全対策基本法第25条第1項)

- 基本理念 人命尊重の理念に立ち「人優先」の思想で交通事故のない島根を目指す
- 性格 県内の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱で市町村計画の指針
- 期間 平成28年度から32年度までの5年間
- 計画目標 ①交通事故死者数 18人以下 ②交通事故死傷者数 1,300人以下
③高齢者交通事故死者数 交通事故死者数抑止目標の半数以下

1 計画の組立



2 陸上交通の安全対策

(赤字は高齢者対策)

道路交通	①道路交通環境の整備	<p>生活道路等での歩行空間の整備（バリアフリー化）</p> <p>高速道路と生活道路の機能分化、幹線道路における安全対策(逆走防止)交通安全施設等の整備(ゾーン30等)、無電柱化、交通規制の見直し</p> <p>自転車利用環境の整備、災害対策、駐車対策、高度道路交通システム</p>
	②交通安全意識の普及徹底	段階的かつ体系的な交通安全教育(高齢者世帯訪問等)、交通安全県民運動
	③安全運転の確保	運転者教育の充実・高齢運転者支援(免許自主返納)
	④車両の安全性の確保	自動車運送事業者安全対策、交通労働災害防止
	⑤道路交通秩序の維持	自動車の検査・点検整備、自動車アセスメント、リコール制度、TSマーク等
	⑥救助・救急活動の充実	交通の指導取締り(高齢者保護の観点で取締)、交通事故事件捜査、暴走族対策
	⑦交通事故被害者等の支援	救助・救急体制の整備、救急医療体制
	⑧研究開発及び調査研究	交通事故相談業務の充実、被害者支援、無保険車両対策
		交通事故の分析と活用、交通事故削減効果の評価、 高齢者事故防止対策
鉄道	①鉄道交通環境の整備	鉄道施設等の補強・改良、運転保安設備の整備
	②鉄道交通安全の知識普及	安全運動、広報活動、緊急装置周知徹底
	③鉄道の安全な運行確保	保安監査、運転士資質向上、トラブル情報共有、気象情報等の把握
	④鉄道車両安全性確保	車両構造・装置技術基準、被害軽減対策
	⑤救助・救急活動の充実	防災訓練、消防機関・医療機関等との連携強化
	⑥被害者支援の推進	県、市町村、警察、医療機関、民間被害者支援団体等の連携強化
踏切道	①踏切道の立体交差化、構造の改良促進	
	②踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	
	③踏切道の統廃合の促進	
	④その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	